型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／02＊0069＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　J30（T）	トヨタ　ＦＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＳＹ、ＦＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＺＹ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＧＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＡＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＳＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＶＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＺＺ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年一月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0070＊00	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　J30（T）	トヨタ　ＦＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＳＹ、ＦＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＺＹ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＭＵＧＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＡＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＳＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＶＺ、ＶＪＡ300Ｗ－ＧＮＵＺＺ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 150 R 01／02＊0013＊00	R150　反射器に係る規則　ＲＹＯＥＩ　ＴＲ－03	なし	株式会社良栄　新潟県新潟市東区豊２丁目１番14号

○国土交通省告示第百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／02＊0075＊00	R155　サイバーセキュリティー　スズキ　AP00	スズキ　Ａ２ＡＳ、Ｂ３ＡＳ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0076＊00	R156　ソフトウェアアップデート　スズキ　AP00	スズキ　Ａ２ＡＳ、Ｂ３ＡＳ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／02＊0076＊00	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　BP00	トヨタ　Ｃ２ＡＳ、Ｄ３ＡＳ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0078＊00	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　BP00	トヨタ　Ｃ２ＡＳ、Ｄ３ＡＳ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 150 R 01／02＊0011＊00	R150　反射器に係る規則　３Ｍ　ＤＧ－330	なし	スリーエムジャパンプロダクツ株式会社　山形県東根市大字若木5500

○国土交通省告示第百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 150 R 01／02＊0012＊00	R150　反射器に係る規則　３Ｍ　ＤＧ－340	なし	スリーエムジャパンプロダクツ株式会社　山形県東根市大字若木5500

○国土交通省告示第百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年二月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3317	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H28－ＩＤＣ－４ＪＺ１－15	いすゞ　２ＷＧ－ＮＰＲ88＊＊＊、いすゞ　２ＷＧ－ＮＰＳ88＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＰＲ88＊＊＊、ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＢＰＳ88＊、ニッサン　２ＷＧ－ＡＰＲ88＊＊＊、ニッサン　２ＷＧ－ＡＰＳ88＊、マツダ　２ＷＧ－ＬＰＲ88＊＊＊、マツダ　２ＷＧ－ＬＰＳ88＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号